

栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について

令和 4 (2022) 年 3 月 10 日
栃木県保健福祉部国保医療課

1 趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、国保事業費納付金の著しい上昇の抑制等、安定的な財政運営の確保のために、国民健康保険財政安定化基金（以下、財政安定化基金）を取り崩し、国保特別会計に繰り入れることができることとされた（令和 4 (2022) 年 4 月 1 日施行）ことに伴い、栃木県財政安定化基金条例の一部を改正する。

2 現行（改正前）の財政安定化基金について

国保財政の安定化を図るため、国保法第 81 条の 2 に基づき、都道府県が設置する基金。

- (1) 貸付事業（§ 81 の 2 - 1 ①）…市町の保険税収納不足額に対する貸付。（3 年間で償還／無利子）
- (2) 交付事業（§ 81 の 2 - 1 ②）…特別な事情（災害、景気変動等）が生じた場合、保険税収納不足額×1/2 以内を交付。

3 新たに付与される「財政調整事業」について（§ 81 の 2。国保国庫負担金等算定政令 § 21 の 2 - 2）

- ・ 県国保特会の安定的な財政運営の確保を図るため、決算剰余金を財政安定化基金に積み立て、又は取り崩して特別会計に繰り入れる事業。
⇒ 医療費の上昇や公費等の減などによる納付金の上昇を抑えることで、複数年での保険税の平準化（年度間調整）に資する財政調整を行う。

ア 財政調整事業活用の要件（§ 81 の 2 - 4）

以下の要件を満たした場合に、必要な額を財政安定化基金から取崩すことができる。

- (ア) 市町村が県に対し支出する「1 人当たり納付金額」が前年度を上回る場合
- (イ) 前期高齢者交付金（他医療保険制度からの支援金）交付額（概算）が精算時に減額となった場合
- (ウ) その他、安定的な財政運営の確保のために必要と認められる場合

イ 財政調整事業活用の限度額（§ 81 の 2 - 3）

限度額は次の合算額である。

- (ア) 前年度末日における財政調整事業に係る財政安定化基金の残高
- (イ) 前年度決算剰余金のうち、当該年度において財政調整事業分として財政安定化基金に積み立てた額

4 近隣都県の状況

- ・ 関東地方の各都県に電話聞き取りを行った結果、財政当局及び法務当局との協議中とのことであるが、令和4(2022)年2月議会での改正を予定している。
- ・ 積立時期や積立額（財政調整事業活用の是非含む）については、多くが管内区市町村との協議により決定する方針である。

5 対応方針

基金に積立てを行うことで「財政調整事業」に活用可能な額が明確になること、改正法の施行が令和4(2022)年4月1日施行であることや、近隣都県も改正法施行に合わせ条例改正を行う予定であることから、令和4(2022)年2月議会にて条例改正を行うこととしたい。

なお、これまで決算剰余金の活用に当たっては、市町と事務レベルで協議していることから、財政調整事業の実施についても同様とし、令和4(2022)年度以降、決算剰余金が確定した後（6月頃判明）、国庫支出金の過年度精算に伴う返還金（10月頃判明）や国保事業費納付金に影響を与える国の係数通知（12月頃判明）の状況を勘案した上で、市町との協議を経て、財政安定化基金への積立て及び取り崩しについて、2月議会に提案することを基本に対応することとしたい。

(財政安定化基金)

第八十一条の二 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業

2 都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

3 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

4 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。(←法改正追加事項)

5 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

6 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付しなければならない。

7 都道府県は、政令で定めるところにより、第五項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。